

益城町戸建て木造住宅改修等事業 利用の手引き

建替え設計・建替え工事 一括補助

1. 事業の内容

(1) 目的

戸建て木造住宅の建替え設計と建替え工事を併せて行う方に対して、その費用の一部を補助することにより、地震に対する安全性の向上と耐震化の促進を図ることを目的とします。

(2) 補助の対象になる住宅

次の条件をすべて満たす必要があります。

- 益城町内にある戸建て木造住宅であること
(併用住宅の場合、住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの)
- 現に住宅所有者が居住しているもの
- 在来軸組工法、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）または伝統的構法によって建てられたもの
- 地上階数が3階以下のもの
- 平成12年（2000年）5月31日以前に着工したもの
- 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの
- 建築士による耐震診断の結果、倒壊の危険性がある（上部構造評点（注）が1.0未満）と判断されたもの
- 建替え後の住宅は、土砂災害特別警戒区域外にあること
- 建替え後の住宅は、省エネ基準に適合すること
- 原則として、建築基準法に係る違反のないもの

(3) 補助の対象になる方

次の条件をすべて満たす必要があります。

- 住宅の所有者
- 町税の滞納がない方

(4) 補助の対象になる建替え設計・工事

上部構造評点が1.0未満の住宅を建替えるための設計・工事が対象で、次の条件を満たす必要があります。

- 一棟をすべて解体し、新築すること。
- 解体前の戸建て木造住宅があった敷地（同一敷地）に新築すること。

(注) 上部構造評点について

耐震診断の結果は、「**上部構造評点**」という点数で表されます。

上部構造評点が1.0以上の場合、建築基準法が規定する強さ以上の耐震性能を有すると判断されます。上部構造評点1.0未満の住宅を1.0以上となるように補強することを「**耐震化**」といいます。

(5) 補助金の額

A：昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等^{※1}が居住するもの

耐震改修工事費の**10分の9以内** かつ **上限157万5千円**（千円未満は切捨て）

B：昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの

耐震改修工事費の**60分の53以内** かつ **上限132万5千円**（千円未満は切捨て）

※1…高齢者（65歳以上）または

直近の年度の個人市町村民税・県民税（住民税）が課税されていない世帯または障がいのある者等で市町村長が認める者

(6) 申し込み期間

令和8年（2026年）9月30日（水）まで

※ 申し込み受け付けは先着順です。予算額に達し次第、上記の期日前に受付を終了する場合があります。

(7) 書類の作成等については担当の建築士へご相談ください

本事業では、いくつかの申請書類（補助金交付申請書、完了実績報告書など）の作成を行わなければなりません。書類の作成については、建築士へ依頼することでスムーズに事業を進めることができます。また、委任状を提出することで、書類の提出など手続きのすべてまたは一部を委任することができますので、担当の建築士にご相談ください。

(8) 印鑑

申請書類に使用する印鑑は、認印で構いません。ただし、浸透印（シャチハタ等）は使用できません。また、各書類にはすべて同じ印鑑を使用してください。

(9) お問い合わせ・申し込み先

益城町役場 都市計画課 建築係 (庁舎2階)

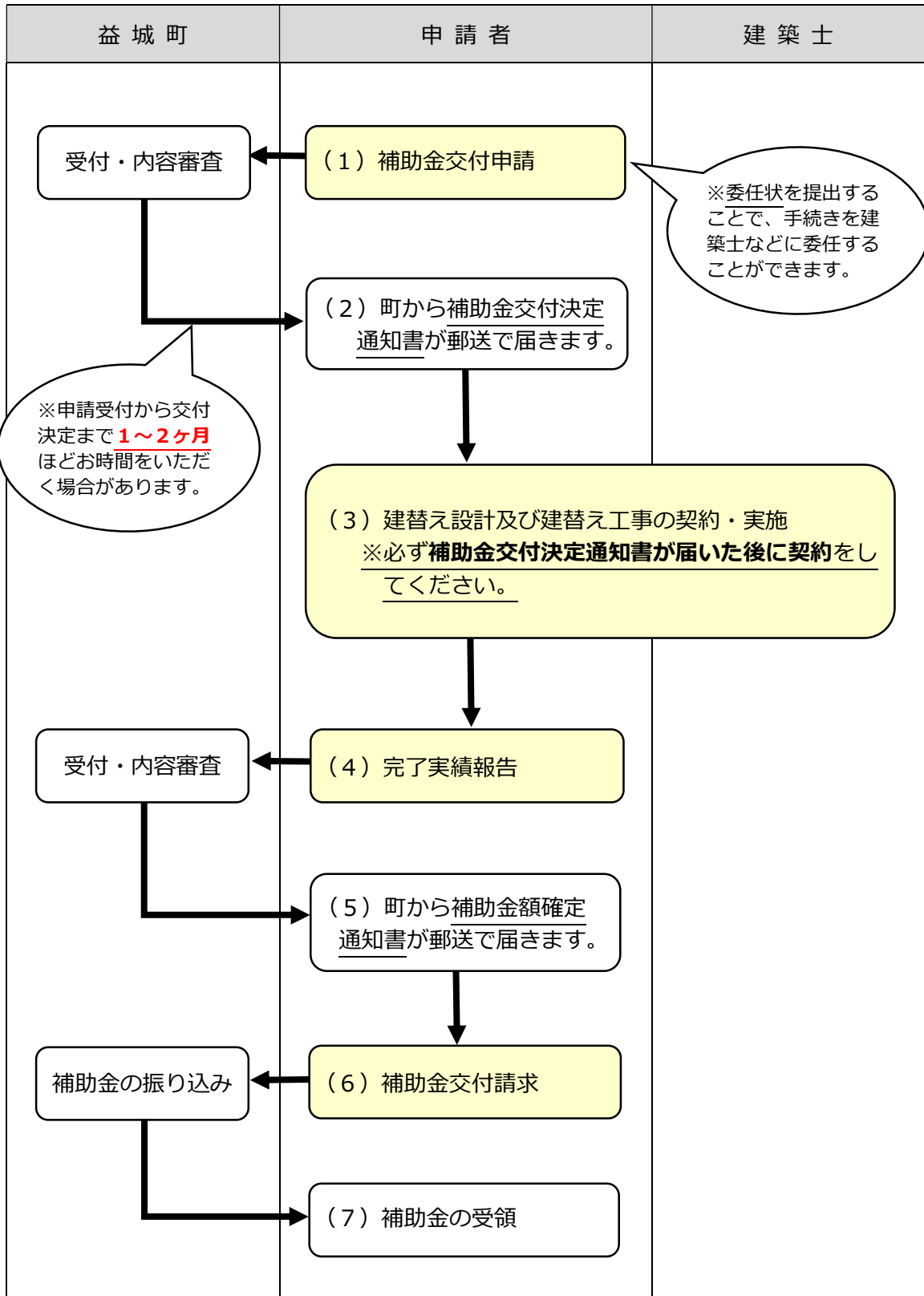
住 所 : 〒861-2295 益城町宮園702番地

電話番号 : 096-289-8308

FAX 番号 : 096-286-4523

メールアドレス : kentiku@town.mashiki.lg.jp

2. 事業の流れ



3. 事業の実施

(1) 補助金交付申請

補助金交付申請書（提出書類チェックリスト1）の書類を用意し、提出してください。作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。

※ 委任状を提出することで、手続きのすべてまたは一部を建築士に委任することができます。

(2) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

交付申請書類の審査が済みましたら、町から補助金交付決定通知書を郵送します。

(3) 建替え設計・工事の契約・実施

建替え設計・工事の契約を結び、建替え設計・工事を実施してください。

※ 補助金交付決定通知書の日付より前に契約をすると、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約をしてください。

(4) 完了実績報告

建替え工事が完了したら、速やかに完了実績報告書（提出書類チェックリスト2）を提出してください。作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。

(5) 補助金確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書の審査が済みましたら、町から補助金額確定通知書を郵送します。

(6) 補助金交付請求

補助金交付請求書（提出書類チェックリスト3）を提出してください。

以上で申請者が行う手続きは終了です。

(7) 補助金の受領

請求書に記載された口座に補助金が振り込まれます。町から入金との連絡は行いませんので、通帳にて振り込みの確認をしてください。

補助金が振り込まれたら事業は完了となります。